第2を次のように改める。

第2　規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、次に掲げるものとする。

1　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するもの

(1)　4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75%より低いこと

(2)　6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること

(3)　HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

2　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）A/Anhui/1/2013（H7N9）（NIBRG—268）

3　インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH7N9であるものに限る。）A/Shanghai/2/2013（H7N9）（NIBRG—267）

○国土交通省告示第七百九十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北縦貫自動車道	栃木県那須郡那須町大字豊原丙字調連原二〇九〇番一三	平成二十五年八月九日九時

○国土交通省告示第七百九十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道 新潟線	坂戸市大字中里字正天二三四番三から同市大字戸口字六反田一四六番一まで	平成二十五年八月九日十四時

○国土交通省告示第七百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第五回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年八月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成七年十二月二十二日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　神奈川県伊勢原市高森一丁目及び高森二丁目の各一部、大字高森字白金及び字蔵ノ下の各一部、大字下糟屋字白金前、字上北ノ根、字下北ノ根、字丸山及び字上町並の各一部、大字粟窪字東窪及び字四石田の各一部

四　土地区画整理事業の名称　伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　神奈川県伊勢原市笠窪三五六番地

六　事業計画の認可の年月日　平成七年十二月二十二日

七　事業計画の変更（第五回）の認可の年月日　平成二十五年八月九日

○国土交通省告示第七百九十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年七月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F—506号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	HRYS—CHAIR type—A	株式会社ヒロヨシ	広島県三原市沼田西町惣定字後谷55番10
第F—507号	〃	HRYS—CHAIR type—B	〃	〃
第F—508号	〃	HRYS—CHAIR type—C	〃	〃
第F—509号	〃	HRYS—CHAIR type—D	〃	〃

○国土交通省告示第七百九十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年八月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の名称

ハウスタイルズ株式会社

二　住所

東京都千代田区神田佐久間町三丁目九番地三

三　代表者氏名

代表取締役　小島　隆

四　登録年月日

平成二十五年七月二十九日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

本社　東京都千代田区神田佐久間町三丁目九番地三

○海上保安庁告示第百五十七号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年八月九日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	松川浦大橋橋梁灯（L一灯）
位置	
所在地	福島県相馬港（松川浦大橋北側面）
北緯	三七—四九—三四
東経	一四〇—五八—三二
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光
光達距離	実効光度二一カンデラ 三・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで一七メートル

名称	松川浦大橋橋梁灯（R一灯）
位置	
所在地	松川浦大橋橋梁灯（L一灯）の西北西方約四八メートル
北緯	三七—四九—三四
東経	一四〇—五八—三〇
灯質	群閃赤光　毎六秒に二閃光
光達距離	実効光度二一カンデラ 三・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで一七メートル
点灯年月日	平成二十五年七月十二日
記事	福島県相馬港湾建設事務所管理

名称	松川浦大橋橋梁灯（R一灯）
位置	
所在地	松川浦大橋橋梁灯（L一灯）の西北西方約四八メートル
北緯	三七—四九—三四
東経	一四〇—五八—三二
灯質	群閃緑光　毎六秒に二閃光
光達距離	実効光度二一カンデラ 三・〇海里
明弧	全度
高さ	平均水面上から灯火まで一七メートル
点灯年月日	平成二十五年七月十二日
記事	福島県相馬港湾建設事務所管理